

PFI事業により将来の用途廃止が確定している行政財産（土地）に係る売払い制限の緩和

現状

建物において行政サービスの提供が継続されている間、その敷地については、引き渡しは将来であっても、売払いが困難。

提案

PFI事業契約が締結され、将来、公共又は公共用に供されないことが確定している行政財産（土地）については、現に建物が存在し、行政サービスが提供されている間においても、売払いを可能とする。

効果

余剰地における事業内容を早期に特定することによって、その内容を踏まえた一体的な整備が可能となるなど地域の実情に応じた効果的な公有財産の利活用を通じ、地域の活性化が図られる。

【関係法令】地方自治法（第238条の4第1項）

行政財産は、（中略）これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができない。

参考：本県の取組

本県では、運転免許試験場の建替をPFI事業として実施し、施設の集約化等により、余剰地を生み出し活用することとしている。



※平成26年度に実施した調査におけるイメージ図であり、実際に整備される施設の完成イメージではありません。